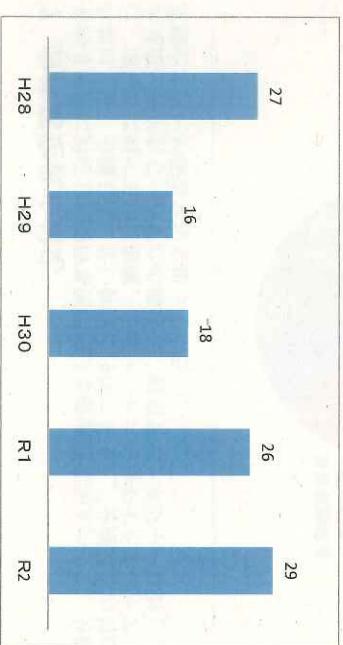


胎内市の高齢者虐待の実態(令和2年度)

資料1

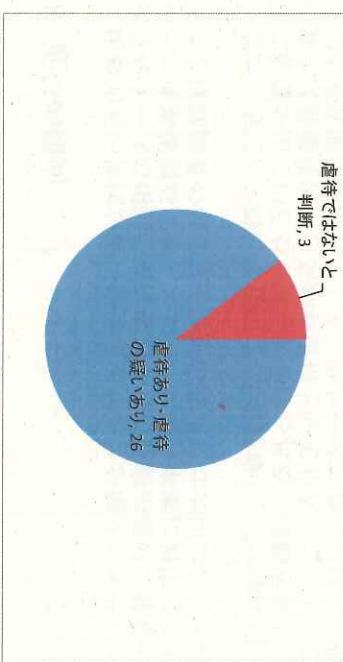
1 相談件数

令和2年度に通報等を受理した事例の総計。相談件数は年々増加傾向にある。これは、関係機関との連携強化や虐待防止に関する意識の高まりにより、虐待と疑われる事例が相談に繋がり易くなつた結果であると考える。なお、相談経路は警察からの連絡が最も多かった。警察と市が連携できていることで、警察からの連絡が年々増えている状況である。



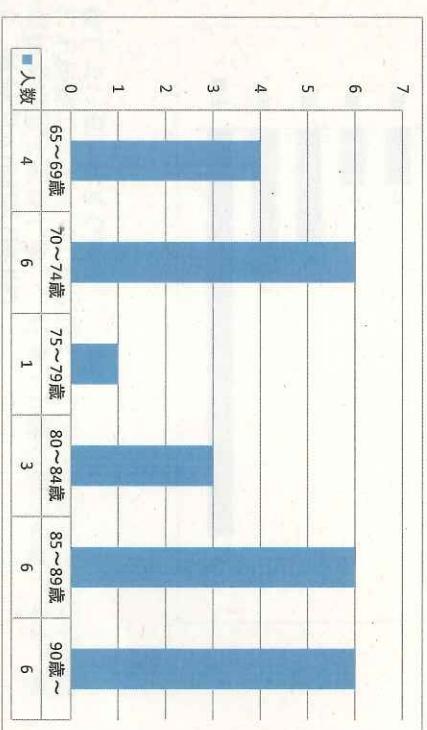
2 虐待の有無

年度内受理事例29件における虐待の判断内訳。虐待ではないと判断された3件は、一時的な親子喧嘩が虐待と認識され通報された事例であった。



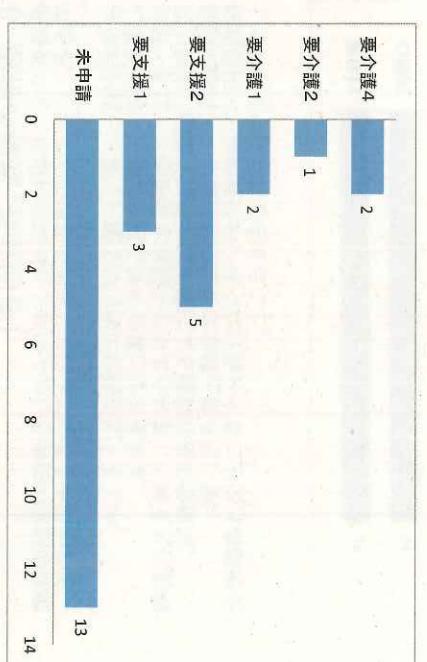
3 被虐待者の年齢

虐待を受けた者の年齢構成は以下のとおりである。若い世代も多いが、この世代の特徴は精神疾患の子から親へ暴力が多いことが挙げられる。被虐待者の支援と併せて虐待者へ集中的に関わる必要がある。



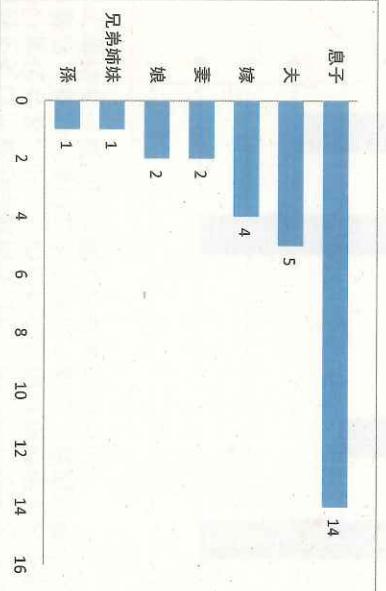
4 被虐待者の介護度

虐待を受けた者の介護度は以下のとおりである。未申請が多いことが特徴として挙げられる。未申請の者の多くは60歳代、70歳代で被虐待者自身は元気だが、長年の家族の力関係が影響して虐待が発しているケースが多い。



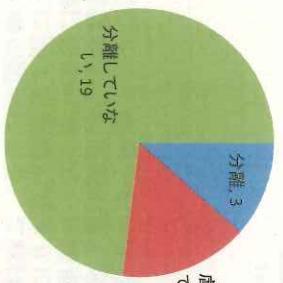
5 虐待者の内訳(続柄)

虐待者は息子が最も多い。仕事と介護の両立の難しさや、誰にも相談できず一人で抱え込んでしまう男性が多いことが関係していると考えられる。



7 虐待認定後の対応

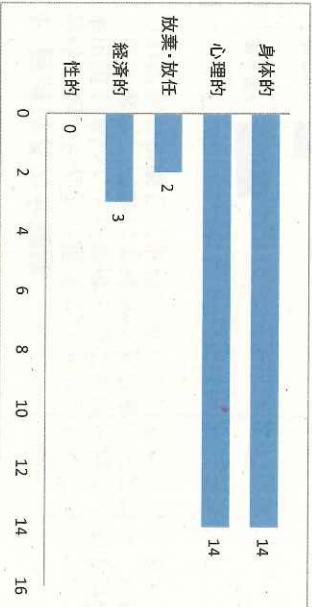
令和2年度に対応した虐待事例における被虐待者26人のうち、分離した件数は7件、分離していない件数は19件であった。分離以外の対応としては、虐待に対する助言・指導、介護サービスを増やすためのケアプランの見直し等がある。いずれの場合も、担当ケアマネジャーに対し、包括支援センターが後方支援を担っている。



6 虐待の種類(複数回答)

虐待りまたは虐待が疑われる26件における虐待の種類の比較である。いくつかの虐待が重複して起きていることがわかる。

身体的虐待・叩く・蹴る等の体に危害を加えるもの。
心理的虐待・暴言や罵る等の言葉による暴力等。
放棄・放任・高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、擁護者以外の家族等による虐待行為の放置等。
経済的虐待・年金搾取や必要な金銭を渡さない等。
性的虐待・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。



8 近年の傾向

比較的若い世代が虐待を受けるケースが増えてきた。このようなケースの相談経路は警察からの連絡が多い。警察から市への連絡体制ができ、スマートに虐待事案に対応できていることは高齢者の命を守るという観点では大切なことと考える。ただ一方で、一時的な感情で110番通報し、その後の家族關係に影響が出ているケースも見受けられる。高齢者本人の身の安全は最優先だが、高齢者虐待として介入したことでこれまでの家族関係が崩れてしまったケースに対しては、今後も家族が同じ世帯で暮ら続けていくけるように関係を再構築するための支援の難しさを感じている。